



“わたしたちの社協の一押し事業”



「ボランティア移送サービス(交通空白地有償運送)」の実施

／南房総市社会福祉協議会

事業名：ボランティア移送サービス（交通空白地有償運送 旧過疎地有償運送）
<p>○具体的な内容・中身</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関をひとりで利用することが困難な高齢者や障害を持った方々の、通院等の移動支援を行うサービス。 ・サービスを利用するには、予め会員登録し、サービスを利用する5日前までに利用申込をする。 ・利用料金は、30分につき350円、以降15分毎に175円の時間制に、運賃として1kmにつき30円の距離制が加算される。
<p>○その事業を始めたきっかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合併前は、独自で移送サービスを実施していたが、旧町村時代に行っていたサービスが、合併後に廃止となってはいけないという思いから、正式な登録を行う運びとなった。 ・合併後の平成19年、関東運輸局千葉運輸支局に登録し実施することとなる。 ・過疎地での家用旅客運送者として登録したのはかなり早い時期であった。（認可番号「<u>関千過第1号</u>」）
<p>○事業の特長、特に強調したい点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の移動手段がない地域であり、需要が多い。 ・サービス実施者は、条件を満たせば自家用車でのサービス実施が可能となる。 ・安全運転講習は、国交省の認定を受け社協独自で実施している。
<p>○事業の資金と事業費の内訳、業務量（事務量、負担感・協力者の人数等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業資金・・・サービス利用料 ・担当者・・・本所1名、各支所1名ずつ配置
<p>○事業の効果、住民・関係者からの評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山間部に住んでいる方も多く、通院など住民の利便性の向上に寄与している。 ・ボランティアの方との交流を通し、話し相手になることで、社会と繋がるきっかけとなっている。また、移送サービスでの支援により、見守りのための民生委員との連携や配食サービスの導入など、社会的資源の活用が図れている。
<p>○今後、同じような活動を始めるに当たってのヒント・アドバイス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全運転講習は独自で行うことができる（半日程度）。しかし、実施にあたっては安全管理について多大な責任を伴い、利用者にとってはサービスが提供されなければ移動手段が無くなってしまうため「社会的にも責任が大きい」という意識を忘れてはならない。
この事業に関する問合せ先：南房総市社会福祉協議会（担当：羽山） 電話 0470-44-3577

（平成28年3月31日作成）



ボランティア移送サービス(過疎地有償運送)のご案内

移送サービスとは、公共交通機関をひとりで利用することが困難な高齢者や障害を持った方々の、通院等の移動の支援を行うサービスです。

当協議会では、移送サービスを利用される利用会員と、運転サービスを提供して下さる協力会員により実施しています。



☺ 利用会員とは…

次のいずれかに該当する方で、公共交通機関をひとりで利用することが困難な方です。【年会費 1,000 円】

- (1) 介護保険法に基づく「要介護者」及び「要支援者」。
- (2) 身体障害者法に基づく「身体障害者」。
- (3) その他高齢者、肢体不自由、内部障害、精神障害、知的障害により単独での移動が困難な方。
- (4) 自宅に自家用車をお持ちでない方。

※本人又は家族が南房総市社会福祉協議会の会員であることが必要です。



☺ サービスを利用するには…

- (1) あらかじめ申請をして、会員になることが必要です。
(初回は訪問調査がありますのでお早めにご申請下さい)
- (2) 原則として、サービスを利用する5日前までに利用の申込みをします。
- (3) サービスは医療機関への通院、及び社会参加や買い物等の目的に利用できます。

☺ 運行の範囲は…



発地及び着地のいずれかが南房総市内で、原則として南房総市及び隣接する市町村を範囲とします。

☺ 利用時間帯は…

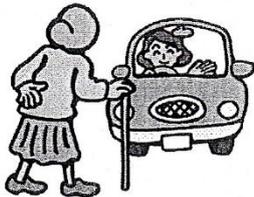
年末年始、土日を除き原則として午前8時30分から午後5時までとします。

☺ 利用料金は…

利用時間は当初30分につき350円、以降15分毎に175円、運賃として1kmにつき30円が加算されます。

※1ヶ月まとめてのご請求とし、原則として金融機関からの引き落としとなります。

☺ 協力会員になるには…



あらかじめ会員登録していただく必要があります。
第2種自動車運転免許を有することが基本ですが
次の要件に該当する方は普通1種免許でも活動できます。

- (1) 運転免許取得後5年間を経過していること。
- (2) 過去2年間、運転免許停止処分を受けていないこと。
- (3) 本会で実施する、国土交通省で指定された運転講習会を受講された方
- (4) サービスにご自分の車輛を使用する場合は規定の自動車保険賠償額を満たしている必要があります。

※平成19年7月、南房総市社会福祉協議会は過疎地有償運送団体として関東運輸局千葉運輸支局から認定を受け運送事業を実施しています。同年9月には、国土交通省から市町村運営有償運送等運転者講習団体として認定を受けました。
※運転協力会員は常時募集していますので、お気軽にお問い合わせ下さい。

お申し込み・お問合せ先

南房総市社会福祉協議会 本所 ☎44-3577

とみうら福祉サポートセンター ☎33-4565

とみやま福祉サポートセンター ☎57-2926

みよし福祉サポートセンター ☎36-2276

しらはま福祉サポートセンター ☎30-5122

ちくら福祉サポートセンター ☎44-3541

まるやま福祉サポートセンター ☎46-2200

わだ福祉サポートセンター ☎47-3390